「すべての三原市民の人権が、尊重されるまちづくり条例」

2025/410/41/2/16/18/5!

三原市は、すべての人が基本的人権を持っているかけがえのない 個人として尊重されなければならないとの考えの下、差別のない、 誰もが真に大切にされるまちの実現をめざします。

市の責務

- ・基本理念に則り、必要と なる人権施策を総合的 かつ計画的に推進します。
- ・そのために国、地方公共 団体、市民、事業者及び 関係機関と連携を図り ます。

市民の責務

- ・お互いの人権を尊重しましょう。
- ・自らも人権意識の高揚に努めましょう。
- ・市が実施する人権施策に協力しましょう。

事業者の責務

- ・全ての人の人権を尊重しましょう。
- ・事業活動に関わる者の 人権意識の高揚を図り ましょう。
- ・市が実施する人権施策に協力しましょう。

